

## 第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

第6章では、第5章の分野横断的施策の展開方向を踏まえて取り組む、あるいはそれらを支える基本となる環境施策について、令和12年(2030)年までを目途とした展開方向を分野ごとに提示しています。そのため、第5章と内容が重なり合う施策もあります。

環境行政は、公害対策に端を発し、廃棄物対策、生物多様性対策、気候変動対策等へと広がり、各分野で個別計画等を策定し対策を進めてきました。今後も、第4章の考え方を基本としながら、第3章で掲げた京都府の将来像の実現を目指して、新たな課題への対応を強化するとともに、各取組を揺るぎなく着実に推進していきます。

### 1 持続可能な脱炭素社会に向けた取組の加速化

#### 施策の展開方向

温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、省エネ取組の加速化や再生可能エネルギーの最大限の導入、フロン対策等を推進し、持続可能な脱炭素社会の早期実現を目指します。

#### (1) 省エネ取組等の加速化

- 家庭や業務部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、エネルギー使用効率が低い古い家電等の機器から高効率機器への買換えを促進するとともに、住宅の断熱化等建築物における創エネ・省エネ・蓄エネを総合的に推進し、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)やネット・ゼロ・エネルギー・ホーム(ZEH)の普及を促進します。
- 産業部門においては、AI・IoTやロボット技術等も活用し、生産性及びエネルギー効率を向上させるとともに、環境配慮型経営を促進します。
- 中小事業者に対する技術面の助言や省エネ機器等への設備投資等の支援、大規模事業者に対する温室効果ガス排出量削減計画書制度の充実を図るとともに、サプライチェーン全体での排出量削減に向けた取組を促進します。
- 環境保全や生態系との調和に配慮した農林水産業を推進するとともに、農林水産物や木材等の地産地消を促進します。
- 運輸部門においては、公共交通や自転車、徒歩による移動を促進し、自動車利用からの交通手段の転換(モーダルシフト)を図るとともに、サイクルシェア、カーシェアリング等移動手段の共有(ムーブシェア)やエコドライブ(環境にやさしい運転)の取組を推進します。
- 電気自動車(EV)等の次世代自動車については、急速充電器・水素ステーション等の充電インフラの整備を促進するとともに、CO<sub>2</sub>排出削減効果とあわせて停電発生時の非常用電源としての有用性の周知を行うことを通じて、一層の普及拡大を推進します。
- オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取など宅配便の受取方法の多様化による再配達削減や、AI・IoT等の先端技術の活用によって、物流システムの効率化を推進します。
- IoT<sup>54</sup>の活用によるエネルギー需給の最適化や効果的・効率的な省エネサービスの導入促進に加え、新たな技術による環境にやさしい商品開発や販路開拓等により、CO<sub>2</sub>排出量を削減するとともに、地域産業を育成します。
- 府庁自らが、公共施設等への再生可能エネルギー・省エネ設備の導入や環境に配慮した電力調達等に率先して取り組むことより、CO<sub>2</sub>削減を推進します。

#### (2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

- 建築物等における自家消費型の再生可能エネルギーの導入支援、風力・バイオマス・小

<sup>54</sup> Internet of Energy の略称で、現在普及が進んでいる再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションなどの分散型エネルギーリソースと、パワーエレクトロニクス技術等による高度なエネルギーマネジメント技術を組み合わせた分散型エネルギーシステムのこと。

水力等の多様な再生可能エネルギーの導入支援に加え、水素のエネルギー貯蔵能力を活かした Power to Gas<sup>55</sup>等の先端技術の活用をもって、地域共生・環境調和を図りながら府内への再生可能エネルギーの最大限の導入を目指します。

- 再生可能エネルギーの電力・熱の利用促進を図るため、需要家（府民及び府内企業）や小売電気事業者向けの施策等の取組を推進します。
- 自然災害等による太陽光パネルの飛散事故等が散見されることを踏まえ、既存の再生可能エネルギーの電源設備を長期安定的に活用することができるよう、特に、AI・IoT技術を活用した太陽光発電設備の保守点検や修繕等が長期にわたり適切に実施されるための産業基盤の確立等を推進します。
- 水素エネルギーは、再生可能エネルギーの主力電源化を支えるエネルギー貯蔵能力だけでなく、物流の高度化や防災・減災力強化等の効果も期待されるため、水素社会の実現に向け、水素の安全性や利便性等に対する府民の正しい理解の醸成や府内の水素需要の拡大に資する施策を推進します。

### (3) フロン<sup>56</sup>対策の推進

- 業務や家庭で使用されるフロン使用機器からの漏洩防止措置の徹底や機器廃棄時におけるフロン回収率の向上対策、ノンフロン型機器の利用の促進等、フロンのライフサイクル全体にわたる排出抑制に向けた取組を進めます。

### (4) 森林によるCO<sub>2</sub>吸収の促進

- 森林によるCO<sub>2</sub>吸収を促進するため、森林施業にICT化等の先端技術を活用することなどにより、適切に管理され、循環利用される森林の拡大を図ります。
- 京都モデルフォレスト運動等の事業者や府民、NPO等が協働した取組により、森林の保全・整備や木材利用等の取組を推進します。

#### コラム8 周遊観光への「e-BIKE」の活用

京都府丹後広域振興局では、スタイリッシュに、かつ健康的に周遊観光が楽しめ、何より、風光明媚な一方、起伏の激しい丹後半島の地形を克服しうる移動手段として「e-BIKE」に着目し、「e-BIKEを活用した周遊観光基盤整備事業」に取り組んでいます。

この取組における「e-BIKE」とは、国内市場ではメーカーが平成30（2018）年頃から展開を始めた、「スポーツタイプの」電動アシスト付き自転車指します。

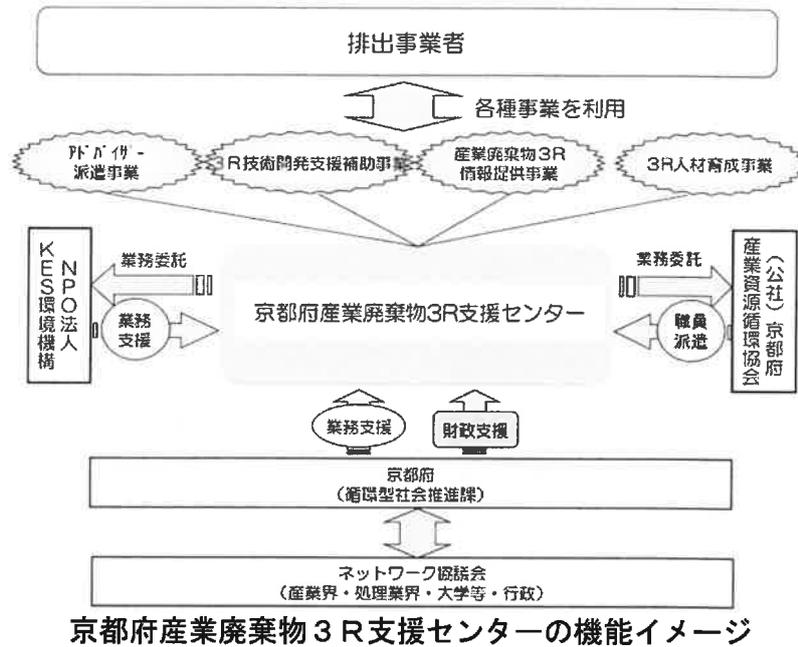
「e-BIKE」は地球環境にもやさしい移動手段であり、これまでの自動車等が中心の周遊観光からのモーダルシフトを図ることにより、脱炭素社会の実現にも資すると考えています。

「e-BIKE」によるガイドツアーやレンタルを行っている地域の事業者、アクティビティ等を実施する事業者、その他各種の事業者・団体との連携により、「e-BIKE」で楽しめる丹後地域を目指し取り組んでいます。



<sup>55</sup> 水素を用いてエネルギーを貯蔵・利用する技術のことで、太陽光発電、風力発電等の発電量が季節や天候に左右されやすい再生可能エネルギーの導入拡大に向けて重要な技術として注目されている。

<sup>56</sup> フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のこと。主にエアコンや冷凍機等のヒートポンプ機器の冷媒に使われる物質。オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）やハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）からオゾン層を破壊しない代替フロン（ハイドロフルオロカーボン（HFC））への転換が進められたが、代替フロンには二酸化炭素の数十倍から1万倍超の温室効果があり、地球温暖化の要因として問題となっている。



②不法投棄対策の推進

- 不法投棄対策については、市町村、他府県、警察等の関係機関と連携し、監視パトロールを強化するとともに、京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号）等に基づき、不法投棄等の防止と原状回復に全庁を挙げて取り組んでいます。

③プラスチックごみの削減

- 容器包装リサイクル法<sup>41</sup>に基づくレジ袋の有料義務化（令和2（2020）年7月1日から）等を踏まえ、「京都府プラスチックごみ削減実行計画」を策定することとし、市町村に対する補助を通じ、レジ袋の削減に取り組んでいます。  
また、事業者とマイボトルの普及に関する協定を締結の上、府主催イベント時には給茶スポットを共同で設置し、マイボトルの普及活動を連携して行うなど、使い捨てプラスチックの削減を進めています。

④海岸漂着物対策

- 京都府北部日本海側の総延長316kmに及ぶ海岸線は、リアス式の入り組んだ地形が織りなす風光明媚な景勝地と、日本三景の一つ「天橋立」に代表される美しい砂浜が、優れた自然景観を形成していますが、近年、国内外からの大量の海岸漂着物等によって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響等が見受けられるところではあります。
- 国が海岸漂着物処理推進法<sup>42</sup>を制定（平成21（2009）年7月）するとともに、同法に基づく基本方針を策定（平成22（2010）年3月）したことを受け、京都府では府域における海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進を目的として、平成23（2011）年12月、京都府海岸漂着物対策推進地域計画を策定し、国、



海岸漂着物の例（府内の海岸）

<sup>41</sup> 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

<sup>42</sup> 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）